

# 秋田県公報

目次	ページ
規則	
○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(六三・人事課)	1
○衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(六四・健康推進課)	1
○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(六五・医務課)	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正する規則(六六・環境整備課)	2
○生活保護法による介護機関の指定(五〇七・福祉政策課)	3
○建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めらる者(五〇八・建築住宅課)	3
公告	
○特例措置をとることができる応急入院指定病院の指定(障害福祉課)	4
○特定病院の認定(障害福祉課)	4
○入会林野整備計画の認可(北秋田地域振興局農林部)	5
○土地改良区の役員就任の届出(山本地域振興局農林部)	5
○特定調達契約に係る落札者の決定(秋田地域振興局総務企画部)	5
○特定調達契約に係る落札者の決定(仙北地域振興局総務企画部)	5
公安委員会規則	
○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(九・警務課)	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九三)	5
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(九四)	6

## 規則

公営企業管理規程  
 ○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(九・公営企業課)……………7

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十年十一月二十八日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第六十三号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則  
 秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 第五条総務課の項第十三号中「公益法人」の下に「等」を加える。  
 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

#### 附則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十年十一月二十八日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第六十四号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則  
 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一号中(甲)から(丙)までを削り、(甲)を(乙)とし、(乙)から(丙)までを五つずつ繰り下げ、同号(三)中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同号中(三)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。  
 (四) 第五十六条の六の規定による医療法人の清算人の氏名及び住所の届出を受理事ること。  
 (五) 第五十六条の十一の規定による医療法人の清算の結了の届出を受理事ること。  
 別表第一号(三)中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同号中(三)を(五)とし、(五)から(六)までを三つずつ繰り下げ、(六)の次に次のように加える。  
 (四) 第四十四条第三項の規定により、医療法人の名称等を定めること。  
 (五) 第四十六条の四第五項の規定により、医療法人の仮理事

を選任すること。

(六) 第四十六条の四第六項の規定により、医療法人の特別代理人を選任すること。  
 別表第一号の二中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とする。

#### 附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十年十一月二十八日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第六十五号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則  
 保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。  
 第二条及び第三条を次のように改める。  
 (准看護師の再免許の申請)

#### 第二条

法第十四条第三項の規定により准看護師の再免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、及び押印した申請書に施行規則第二条第二項各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。  
 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日  
 二 免許取消処分年月日  
 (准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請)

#### 第三条

法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならない。  
 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日  
 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日  
 三 准看護師再教育研修の修了年月日  
 第四条第一号中「及び第二項並びに」を、「第二項及び第三項並びに」に改め、同条を第十条とする。

第三条の次に次の六条を加える。

第三条の次に次の六条を加える。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付の申請)

第四条 法第十五条の二第五項に規定する准看護師再教育研修修了登録証(以下「修了登録証」という。)の記載事項の変更に

より修了登録証の書換交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、及び押印した申請書に当該修了登録証を添え

て、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 三 変更に係る事項及び変更の年月日

(修了登録証の再交付の申請)

第五条 修了登録証の亡失又は損傷により修了登録証の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 三 亡失又は損傷の理由

2 修了登録証の再交付を受けた者は、亡失した修了登録証を発見した場合にあっては、次に掲げる事項を記載し、及び押印した返納書に当該登録証を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 三 准看護師籍の登録事項の変更の申請等

第六条 令第三条第三項の規定による准看護師籍の訂正及び令第六條第二項の規定による准看護師免許証の書換交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 三 変更に係る事項及び変更の年月日

2 令第四条第二項の規定による准看護師籍の登録の抹消を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 三 申請の理由

3 令第五条第一項の規定による死亡し、又は失踪の宣告を受けた者に係る准看護師籍の登録の抹消を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、及び押印した申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 届出義務者の氏名、住所及び生年月日
- 二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた准看護師に係る本籍地都道府県名、氏名及び生年月日並びに准看護師籍の登録番号及び登録年月日

び登録年月日 (准看護師免許証の再交付の申請等)

第七条 令第七条第二項の規定による准看護師免許証の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 三 亡失又は損傷の理由

2 令第七条第五項の規定による准看護師免許証の返納をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した返納書に押印し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師籍の登録番号及び登録年月日

第八条 施行規則第三十條第一項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 二 准看護師試験の合格番号及び合格年月日

第九条 法第十二條第五項に規定する准看護師免許証は、様式第一号によるものとする。

2 修了登録証は、様式第二号によるものとする。別記様式中「第3号」を「第6号」に改め、同様式を様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。 様式第2号(第9条関係)

准看護師再教育研修修了登録証

本籍地都道府県名 氏名 年 月 日生

保健師助産師看護師法により准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録したことを証します。

年 月 日 秋田県知事 印

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年十一月二十八日 秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正する規則 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十六年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項第八号中「又は寄附行為」を削る。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正) 第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号(中)「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

(秋田県立自然公園条例施行規則の一部改正) 第三条 秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号及び第八号中「寄附行為」を削る。 第九条第二号中「法人又は」の下に「法人格のない」を加え、「寄附行為又は」を「若しくは」に改め、同条第三号中「寄附行為」を削る。

附則 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則第五條第四号(九)に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二條第一項に規定する特別社団法人又は特別財団法人を含むものとする。

告 示

秋田県告示第五百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーションまつばら	株式会社 しらかみ長寿の里 取締役社長	能代市落合字古恵土一―二百十七	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年十一月十五日
デイサービスだんらん	株式会社 しらかみ長寿の里 代表取締役社長	能代市落合字古恵土一―二百十七	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十一月十五日
グループホーム梅の里	有限会社 シルバーサポート 取締役	潟上市飯田川下蛇川字八ツ口四十九―二	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年八月一日
グループホーム昭和	有限会社 サポート昭和 取締役	潟上市昭和久保字北野街道上五十六―十五	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年十一月一日

秋田県告示第五百八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第三号の規定により、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のように定める。  
平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 次の表の(イ)欄に掲げる学校において、(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号(以下「第七百四十三号告示」という。)の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年
	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	二年

防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	と読み替えるものとする。	と読み替えるものとする。	と読み替えるものとする。	と読み替えるものとする。
第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	〇年
第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	一年
第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	二年
第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	四年

(注) (ロ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等専門学校又は中等教育学校にあつては高等学校教育指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ロ)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ニ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)

三 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ロ)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ニ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校 学校教育法 による中学 校	一年	第七百四十四号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	五年
	二年	第七百四十四号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	四年
学校 学校教育法 による高等 学校若しく は中等教育 学校又は旧 中等学校令 による中等 学校	一年	第七百四十三号告示の第一に規定する科目	〇年
	二年	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年

四 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十条の十八に規定する建築設備士

五 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に昭和五十二年秋田県告示第三百二十五号(以下「旧告示」という。)第一号から第九号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各

学校 学校教育法 による中学 校	一年	第七百四十四号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	五年
	二年	第七百四十四号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	四年
学校 学校教育法 による高等 学校若しく は中等教育 学校又は旧 中等学校令 による中等 学校	一年	第七百四十三号告示の第一に規定する科目	〇年
	二年	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年

公 告

号に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める年数以上有することとなるもの

六 施行日前から引き続き旧告示第一号から第九号までに掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

1 この告示は、平成二十年十一月二十八日から施行する。  
昭和五十二年秋田県告示第三百二十五号は、廃止する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の四第一項後段の規定に基づき同条第二項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、同条第一項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公告する。

平成二十年十一月二十八日 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定期間
医療法人興生会 横手興生病院	秋田県横手市根岸町八番 二十一号	平成二十年十一月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十二条の四第四項後段及び第三十三条第四項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定したので、公告する。

平成二十年十一月二十八日 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認 定期間
医療法人興生会	秋田県横手市根岸町八番	平成二十年十一月十七日から平



二 その他の政治団体

自由民主党トラック支部	代表者	嶋田 康子	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係 (公職の種類)	民主党秋田県第1区総支部
近藤 道 哲	代表者	近藤 道 哲	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係 (公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体
平成二十年十月十四日	届出年月日	平成二十年十月十四日			平成二十年十月三日
政治団体の名称	異動事項	新 内 容	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係 (公職の種類)	寺田学後援会
山本さよひろ後援会	代表者	鹿角市花輪字困田二十一	鹿角市花輪字観音平十一三	所主たる事務所の地	山本さよひろ後援会
齊藤光喜後援会	代表者	佐藤 一	川村 元	所主たる事務所の地	齊藤光喜後援会
秋田県トラック事業経営研究会	代表者	湯沢市三梨町字烏帽子橋百三十四	湯沢市稲庭町字稲庭二百六十四	所主たる事務所の地	秋田県トラック事業経営研究会
佐藤たか夫後援会連合会	代表者	嶋田 康子	近藤 道 哲	所主たる事務所の地	佐藤たか夫後援会連合会
能代商工政和会	代表者	秋田市新屋比内町六一十	秋田市牛島東二丁目二一九	所主たる事務所の地	能代商工政和会
すずき陽悦後援会	代表者	佐々木 睦 雄	丸岡 明	所主たる事務所の地	すずき陽悦後援会

秋選管告示第九十四号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事

項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年十一月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

**公営企業管理規程**

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
 平成二十年十一月二十八日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県公営企業管理規程第九号**

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程  
 秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。  
 第四条及び第十八条第五項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。  
 第二十条第一項第六号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

**附 則**

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。

齊藤光喜	資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内	容	届出年月日
市議会議員					新	旧	平成二十年十月七日
齊藤光喜後援会				主たる事務所在地	湯沢市三梨町字烏帽子橋百三十四	湯沢市稲庭町字稲庭二百六十四	

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄